

	制度名	概要	要件等	締切	リンク	リンク先
相談受付中	R7「環境にやさしい農業」推進事業補助金	【趣旨】 本県農業の持続的な発展に向け、生産性の向上を図りつつ、生産活動に伴う環境負荷をできる限り低減する「環境にやさしい農業」に取り組む生産者に対して、環境保全型農業技術の導入支援をします。 【事業実施主体】 農業者が組織する団体（エコファーマー認定者、ちばエコ農産物取組者、有機JAS認定者、みどり認定取得農家で組織する3戸以上の農業者団体） ほか	【事業内容】 有機質資材施用技術 （堆肥散布機、緑肥刈取機、緑肥すき込み等） 化学肥料低減技術 （マルチ内施肥機、有機質肥料散布機等） 化学合成農薬低減技術 （温湯種子消毒機、熱利用土壌消毒機等） ほか 詳細は、千葉県庁環境農業推進課へお問い合わせください。 電話 043-223-2773	2025年2月17日	https://www.pref.chiba.lg.jp/annou/suisinjiigyohoivokin.html	千葉県HP
相談受付中	生分解性マルチ緊急導入支援事業	【趣旨】 生分解性マルチは、土壌中にすき込むことで微生物によって分解されることから、農作物収穫後の回収作業や廃プラスチック処分が不要であり、環境負荷の低減とともに労働力の削減、それによる生産規模の拡大が期待できます。そこで、農業生産の省力化と廃プラスチックの排出量の削減を図るため、生分解性マルチの導入に取り組む生産者団体等を支援します。 【事業内容】 1 補助対象経費 生分解性マルチの導入に係る経費 ※ 「新たに導入する面積」又は「前年度に比べて取組拡大する面積」に係る生分解性マルチが対象 ※ すでに生分解性マルチを導入している面積は対象外 ※ 生分解性プラ識別表示制度によるマーク取得製品に限る 2 補助率 2／3 以内（消費税は補助対象外） ※上限額 「20,000 円/10a 以内」かつ「1 団体あたり200 万円以内」	【事業主体】 農業者の組織する団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、市町村が構成員に含まれる協議会 1 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約が定められていること。2 生分解性マルチを新たに導入する面積又は前年度に比べて取組拡大する面積が概ね3 ha 以上であること。ただし、取組面積が概ね3 ha 未満の団体等であっても、今後、産地として、生分解性マルチの導入を計画的に推進していく場合など、生分解性マルチの普及が期待できる場合、地域の状況に応じ、本事業の対象とする。	2025年2月28日	https://www.pref.chiba.lg.jp/seisan/kinyuu/seisanhanbai.html#seibunkai	千葉県HP